

被扶養者認定に必要な提出書類 (20161001 改訂)

被扶養者認定の申請には、「被扶養者異動届(増)」「被扶養者状況届」に加えて、**I**被保険者との関係がわかる書類、および**II**収入等を証明する書類、の2種類の書類の添付が必要です。健康保険組合では、これらの書類によって被扶養者認定基準である生計維持関係があるかどうかを判定します。

I 被保険者との関係がわかる書類

- 「世帯全員の住民票」を提出して下さい。配偶者・子の場合には必要ありません。
- 義父母等、被保険者と姓が違う場合は「戸籍謄本」を提出して下さい(住民票で確認できる場合は不要)。

II 収入等を証明する書類

- 以下に、配偶者・子の場合について収入等の状況別に詳細を記載していますので、その他の家族についてはこれらを参考にして下さい。

II-1 配偶者の場合

収入等の状況		提出する書類等	書類が発行される場所
無職・無収入		非課税証明書	市区町村
収入がある		すべての種類の収入が対象になります。	
	パート収入など	課税/非課税証明書、および源泉徴収票(写)	市区町村、勤務先
	年金収入など	課税/非課税証明書、および年金の改定通知書あるいは振込通知書の写(すべての年金について)	市区町村、社会保険庁
	事業収入など	課税/非課税証明書、および確定申告書(写)	市区町村、税務署
退職した		退職後、雇用保険受給以外に収入がある場合は、上記「収入がある」の該当書類を添付	
雇用保険を受給する		雇用保険を受給する場合は、申請時に課税/非課税証明書、離職票1.2の写および「誓約書」を提出し、受給を開始したら「雇用保険受給資格者証」(写)を提出します。 待期間・給付制限期間は、生計維持関係があれば、被扶養者になります。受給中は基本手当日額によって判断します。	勤務先、ハローワーク
受給中	基本手当日額が3,612円以上	雇用保険受給終了まで被扶養者にはなれません。	
	基本手当日額が3,612円未満	被扶養者になります。	
雇用保険を受給しない			
	受給を延長する	課税/非課税証明書、離職票1.2の写、および手続き後に受給期間延長通知書(写)を提出	市区町村、勤務先、ハローワーク
	雇用保険に入っていなかった(及び公務員)	課税/非課税証明書、雇用保険に入っていなかった証明、および退職証明書(事業所発行のものに限る)	市区町村、勤務先
	受給が終了した	課税/非課税証明書、支給終了押印のある雇用保険受給資格者証(写)	市区町村、ハローワーク
廃業した		課税/非課税証明書、廃業届(市区町村などの受付印のあるもの)	市区町村等

Ⅱ-2 子の場合

収入等の状況	提出する書類等	書類が発行される場所	
配偶者の方が収入が多い	被扶養者になれません（原則として収入の多い方の被扶養者になります）		
配偶者の方が収入が少ない	被保険者の源泉徴収票(写)、および配偶者の源泉徴収票(写)または課税・非課税証明書	勤務先、市区町村	
18歳未満	添付書類は必要ありません		
18歳以上の学生	在学証明書	学校	
18歳以上の学生ではない	別居の場合は、仕送り証明を添付		
無職・無収入	非課税証明書	市区町村	
収入がある	すべての種類の収入が対象になります。		
アルバイト収入など	課税／非課税証明書、および源泉徴収票(写)または直近の給与支給証明書	市区町村、勤務先	
事業収入	課税／非課税証明書、および確定申告書(写)	市区町村、税務署	
退職した	雇用保険受給以外に収入がある場合は、上記「収入がある」の該当書類を合わせて提出		
雇用保険を受給する	雇用保険を受給する場合は、申請時に課税／非課税証明書、離職票1.2の写および「誓約書」を提出し、受給を開始したら「雇用保険受給資格者証」(写)を提出します。 待期間・給付制限期間は、生計維持関係があれば、被扶養者になれます。受給中は基本手当日額によって判断します。	勤務先、ハローワーク	
受給中	基本手当日額が3,612円以上		雇用保険受給終了まで被扶養者にはなれません。
受給中	基本手当日額が3,612円未満		被扶養者になれます。
雇用保険を受給しない			
受給を延長する	課税／非課税証明書、離職票1.2の写、および手続き後に受給期間延長通知書(写)を提出	市区町村、勤務先、ハローワーク	
雇用保険に入っていなかった	課税／非課税証明書、雇用保険に入っていなかった証明および退職日がわかる書類（事業所発行のものに限る）	市区町村、勤務先	
受給が終了した	課税／非課税証明書、支給終了押印のある雇用保険受給資格者証(写)	市区町村、ハローワーク	
廃業した	課税／非課税証明書、廃業届（市区町村などの受付印のあるもの）	市区町村等	

Ⅱ-3 父母・祖父母・曾祖父母・弟妹・孫の場合

- ①Ⅱ-1「配偶者の場合」、Ⅱ-2「子の場合」に準じて、収入等の状況に応じた書類を提出して下さい。
- ②同居していない場合は、仕送り証明を添付して下さい。仕送り証明は銀行振込控／現金書留控などで、手渡しは認められません。また、仕送り額が認定対象者の収入より多いことが必要です。

Ⅱ-4 兄姉の場合

- ①Ⅱ-1「配偶者の場合」、Ⅱ-2「子の場合」に準じて、収入等の状況に応じた書類を提出して下さい。

Ⅱ-5 義父母等、三親等内の家族の場合

- ①Ⅱ-1「配偶者の場合」、Ⅱ-2「子の場合」に準じて、収入等の状況に応じた書類を提出して下さい。
- ②同居していないと認められません。

ご不明の点については、健保組合にお問合せ下さい・・・・・・・・・・・・・・・・電話：03-3263-4955